

佐賀県告示第百六十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第三項の規定により、次のとおり加入区を変更する。

平成二十四年五月二十五日

佐賀県知事 古川 康

変更後		変更前	
加入区の名称	加入区の区域	加入区の名称	加入区の区域
諸富町加入区	佐賀市諸富町 神崎市千代田町	諸富町加入区 千代田町加入区	佐賀市諸富町 神崎市千代田町
大浦浜加入区	唐津市肥前町大浦、 瓜ヶ坂、満越、中浦、 杉野浦、湯野浦	大浦浜加入区	唐津市肥前町大浦、 瓜ヶ坂、満越、杉野 浦、湯野浦